

令和5年度の福岡県特定事業主行動計画に係る取組状況

1 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組状況

- 各部局において、独自の主体的取組を実施した。
※ 詳細は、各部局における主体的な取組（令和5年度）を参照。
- 職員研修所において、女性活躍推進をテーマとした研修を実施した。
- 多様な分野への配置や各種研修への積極的派遣を通じた人材育成に取り組んだ。
- 様々な職場で活躍する管理職をロールモデルとして紹介する活躍事例集を作成、配布し、職員の意識改革を図った。
- 管理職に自己チェックシートを配付し、自己の組織マネジメントを振り返る機会を付与した。

2 次世代育成支援法第19条第5項に基づく取組状況

- 庁内イントラネット上の関連ページの更新を随時行った。
- 毎月19日の「育児の日」の取組を職員に対して周知した。
- 所属研修の実施通知に独自課題例として「仕事と子育ての両立支援」を掲載した。
- 男性職員の育児に係る休暇取得状況等の調査を行った。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の観点から年次休暇等の取得促進について通知し、以後取組を推進した。
- 管理者研修において「福岡県特定事業主行動計画」の取組について周知徹底を図った。
- 参加者同士が子育て等の情報交換等を行う育児サロンを妊娠・育児休業・子育て中の職員とその配偶者を対象に開催した。
- 「働きやすい職場をめざして」のチラシを全職員に発出した。（特定事業主行動計画、夏季休暇の改正及び仕事と子育ての両立支援ハンドブックの周知）
- 「家族の日」及び「家族の週間」の取組として人事課長通知及び職員向けチラシを発出した。（時間外勤務縮減及び年次休暇取得促進）
- 子育て期の生活設計を含めたライフプランセミナーを30代以下の職員とその配偶者を対象に開催した。
- 子どもが生まれた職員に対し、仕事と子育ての両立を呼びかける「知事メッセージ」を交付した。
- 知事をはじめ、副知事、部長級・次長級職員、所属長などが、部下職員の育児や介護と仕事との両立を図るとともに、自らも仕事と生活を充実させることを内容とする「イクボス宣言」を行った。
- 毎週水曜日及び金曜日を定時退庁日とする取組を行った。
- 育児休業取得職員の業務を分担した職員に対する勤勉手当の加算を行った。